

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 11. 24	R6. 1. 9	許可申請書（平成31年3月4日付、平成31年4月25日付30環多自許第34号）における同意書（平成30年11月27日付30日建第9541号）	3	1															環境局 多摩環境事務所 自然環境課
2	R6. 1. 4	R6. 1. 9	(1)「子供の声等」に係る環境確保条例第136条の運用 Q & A 集 (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）	44	1															環境局 環境改善部 大気保全課
3	R5. 11. 13	R6. 1. 11	・3環多改第128号 令和3年度地下水概況調査に係る調査地点の推薦について（依頼） ・4環多改第106号 令和4年度地下水概況調査に係る調査地点の推薦について（依頼） ・5環多改第133号 令和5年度地下水概況調査に係る調査地点の推薦について（依頼） ・5環多改第293号 令和5年度の地下水概況調査地点の推薦について（依頼）	49	1															環境局 多摩環境事務所 環境改善課
4	R5. 11. 13	R6. 1. 11	・05_別紙3 令和3年度概況調査等地点 回答様式 ○○（自治体名）回答 ・06_3環多改第463号 令和3年度地下水の水質調査の結果について（お知らせ） ・07_別紙3 令和4年度地下水概況調査地点推薦様式 ○○（自治体名）回答 ・08_4環多改第612号 令和4年度地下水の水質調査の結果について（お知らせ） ・09_別紙3 令和5年度地下水概況調査地点推薦様式 ○○（自治体名）回答 ・10_別紙3 令和5年度地下水概況調査地点回答様式（その2） ○○（自治体名）回答	8		1				1	1			1					別紙1のとおり	環境局 多摩環境事務所 環境改善課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R5. 11. 13	R6. 1. 12	・ 令和2年度地下水質調査の結果について（通知） ・ 令和3年度 地下水の水質調査の結果について（通知） ・ 令和4年度 地下水の水質調査の結果について（通知）	15		1									1				・ 調査井戸及び所在地 採水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（情報公開条例第7条第6号）	環境局 環境改善部 化学物質対策課
6	R6. 1. 5	R6. 1. 12	・ 31環多自許第20号（令和2年1月10日許可）申請書類のうち次のもの 公図の写し、造成計画図、造成断面図 ・ 31環多自許第33号の2（令和3年10月4日変更許可）申請書類のうち次のもの 公図の写し、造成計画図、造成断面図	11	1															環境局 多摩環境事務所 自然環境課
7	R5. 12. 28	R6. 1. 16	・ 一般社団法人〇〇から都に提出された令和5年11月21日付要請 ・ 一般社団法人〇〇から都に提出された令和5年12月26日付要請 ・ 9月8日会見用質疑・想定 神宮外苑へのヘリテージ・アラートの発出について① 神宮外苑へのヘリテージ・アラートの発出について②	83	1															環境局 総務部 環境政策課
8	R6. 12. 28	R6. 1. 16	神宮外苑の再開発を巡って〇〇（法人名）からヘリテージ・アラートが出ていることについて 2、「〇〇（法人名）独自の認識のもとで一方向的に発信された」という見解に関する根拠の文書や図面や電磁的記録					1												環境局 総務部 環境政策課
9	R6. 1. 5	R6. 1. 22	（仮称）〇〇（町名）計画新築工事に関する「相談・処理カード」	20		1						1							行為者の電話番号については、公開していない法人の電話番号であり、公にすることで当該法人の事業に係のない者から直接架電を受けるなどして当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を損なう情報であると認められるため、東京都情報公開条例第7条第3号に該当	環境局 自然環境部 緑環境課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

一部開示決定通知書 別紙 1

	開示しない部分（不開示情報）	不開示条項	不 開 示 理 由
1	井戸の所在地（町名番地）及び郵便番号並びに井戸の所有者の氏名（名称）、住所、電話番号及び属性情報（個人、法人、行政機関の別などに関する情報）。	条例 7 条 6 号	採水の調査依頼を行う際には、井戸所有者名及び井戸の所在地を公表しないことを条件にして協力を得ており、実際に各調査対象井戸の有機フッ素化合物等の濃度は、井戸の具体的な位置が特定されない形で公表されている。このため、これら井戸の所在地に係る情報を公にした場合、風評被害や地価の下落等が生じ、井戸所有者（個人、法人又は行政機関）の利益を不当に損ねるおそれがある。その結果、今後東京都が行う類似の調査においても協力を得られなくなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
		条例 7 条 2 号、3 号、6 号	井戸所有者が個人である場合は、特定の個人を識別できる情報であるため 7 条 2 号に該当する。また、法人所有である場合は、公にすることにより、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 7 条 3 号に該当する。さらに、行政機関（関係区市町村）の所有である場合、公表されている有害物質の調査結果と合わせることで、井戸の所在する行政施設の管理運営に際し、地域住民等から無用の混乱や憶測を招き、当該施設の管理運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 7 条 6 号に該当する。
2	井戸の深さ・種類に関する情報、井戸の用途、掘削時期、設置年などに関する情報	条例 7 条 6 号	公にした場合、既に開示されている井戸の住所のブロック名称や、公表されている井戸の情報等と照合することで、井戸の所在地及び井戸の所有者を相当程度特定することが可能であり、その結果、調査対象井戸の所有者が今後東京都の行う類似の調査に対する協力を躊躇することとなり、地下水の汚染調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	〇〇（自治体名）担当者氏名	条例 7 条 2 号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。